

8月27日16時00分解禁

記者発表（発表・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当事務所名 （担当課名）	TEL	発表者名 （担当）	その他配布先
8／20 （金）	丹波県民局 丹波土木事務所 （管理課）	0795-73-3834 （直通）	丹波土木事務所長 作田 良文 （管理課長 中原康弘）	—

## 特殊車両の通行に関する指導・取締りについて

特殊車両や重量超過車両の通行は、道路の舗装や橋梁等に及ぼす影響が非常に大きく、また、ひとたび事故が起きると重大事故につながります。

丹波土木事務所では、道路を違法に利用している車両を排除し、道路構造物の長寿命化と道路交通の安全を図るため、8月の「道路ふれあい月間」に、特殊車両及び過積載車両の通行に対する指導・取締りを丹波警察署と合同で実施します。

### 1 内容

通過車両のうち特殊車両を抜き打ちに検問し、特殊車両通行許可証の有無、許可条件等进行检查し、違反車両には指導警告書を交付します。

また、悪質な違反車両には、運行管理者への聴聞及び告発等を行います。

### 2 日時

令和3年8月27日（金） 14:00～16:00

※雨天の場合は中止

### 3 場所

国道175号（丹波市春日町多田1685地先）

### 4 実施者

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所

丹波警察署

### 5 対象車両

#### ① 特殊車両

幅2.5m、長さ12.0m、高さ3.8m、総重量20.0t、軸重10.0tのいずれかを超過して通行している車両

#### ② 過積載車両

積載重量等の制限を超過して通行している車両

#### 【参考】道路法

道路法第47条第2項違反：無許可通行（寸法、重量、経路違反を含む）

道路法第47条の2第1項違反：通行条件違反（通行時間、誘導車配置違反を含む）

道路法第47条の2第6項違反：許可証不携帯

## 6 取締場所位置図（予定箇所）



## 7 その他

取材希望の方は、お手数ですが、あらかじめ8月25日（水）までに下記担当課までご連絡願います。

\* 担当課：丹波土木事務所 管理課 TEL：0795-73-3834～3835